

## 加入脱退するときは、届出を！



「いつまでも健康で、すこやかに暮らしたい」とだれもがみな願うことです。しかし気づかぬうちに病気になったり、怪我をしたりします。

そのようなとき、お医者さんのお世話にならなくてはなりません、その費用も大変なものです。そんなとき、たよりになるのが医療保険です。

全ての市民は、職場の健康保険などに加入している人や生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。これを国民皆保険と呼んでいます。

国民健康保険の運営は、私たちの住む市(保険者)で、加入者が納める保険税や国庫などの負担金によってまかなわれます。みなさんとともに南島原市の国民健康保険を大切に育てていきましょう。

### 次のようなときには、14日以内に届け出ましょう。

| 国保に加入するとき | こんなとき            | 手続きに必要なもの  |
|-----------|------------------|--|
|           | 職場の健康保険をやめたとき    | 職場の健康保険をやめた証明書、印かん、被用者年金(厚生年金、共済年金等)を受給中の方は年金証書              |
|           | 他の市町村から引っ越してきたとき | 転出証明書、印かん、前年中の収入がわかる書類(源泉徴収票など)、被用者年金(厚生年金、共済年金等)を受給中の方は年金証書 |
|           | 加入者に子どもが生まれたとき   | 出生証明書、母子健康手帳、印かん、預金通帳  |
|           | 生活保護を受けなくなったとき   | 保護廃止決定通知書、印かん  |
|           | 外国籍の人が加入するとき     | 外国人登録証明書   |

| 国保をやめるとき | こんなとき          | 手続きに必要なもの                 |
|----------|----------------|---------------------------|
|          | 職場の健康保険に加入したとき | 国保の保険証、新しい職場の健康保険の保険証、印かん |
|          | 死亡したとき         | 死亡証明書、保険証、印かん             |
|          | 他の市町村に引っ越すとき   | 保険証、印かん                   |
|          | 生活保護を受けはじめるとき  | 保護開始決定通知書、保険証、印かん         |
|          | 外国籍の人が脱退するとき   | 外国人登録証明書、保険証              |

| その他 | こんなとき              | 手続きに必要なもの                                     |
|-----|--------------------|---|
|     | 住所、世帯主、氏名などがかわったとき | 保険証、印かん                                       |
|     | 保険証をなくしたとき         | 保険証(破損のとき)、本人であることを確認できるもの(運転免許証、パスポートなど)、印かん |
|     | 保険証を破損したとき         | 印かん   |
|     | 就学で子どもが他市町村に転居したとき | 保険証、在学証明書、印かん                                 |

### 保険証一口メモ

**Q** 会社をやめてから保険証を持っていません。次の就職先を探すまでの短期間ならいいの？

**A.** すべてのひとはいずれかの医療保険に加入しなければなりません。再就職先が未定ならば、国民健康保険に加入しなければなりません。あなたの意思にかかわらず、会社の健康保険を脱退した日から、あなたは、国民健康保険でお医者さんにかかる権利と同時に保険税を納める義務も生まれています。健康保険は、会社でいろいろな手続きをしてくれますが、国民健康保険の手続きはすべて自分で行わなければなりません。すぐに各総合支所・住民センター市民課市民窓口班まで届け出ましょう。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040

## 平和都市南島原宣言を行いました

旧八町の非核と平和への願いを引き継ぎ、南島原市として新たに平和都市宣言を行いました。

**平和都市南島原宣言**

平成18年7月20日

美しい自然、豊かな文化に恵まれた郷土と、平和な地球を守り、子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた最大の責務です。

しかしながら、この世界は、今なお戦争や紛争、飢餓、地球的規模で進む環境破壊など多くの課題に直面しています。

特に、わが国は世界唯一の被爆国であり、被爆を体験した長崎県民として、人類を破滅に導くあらゆる核兵器の存在に脅威をもち続けています。

世界の人々が平和を願ってやまない今日、対話と協調の重要性を確認し、核兵器の一日も早い廃絶と、戦争や紛争のない平和な世界の実現を強く望みます。

ここに、私たち南島原市民は、美しい地球の永遠なることを願い、全人類の自由と幸福並びに世界の恒久平和をめざして、非核と平和の都市を宣言します。

原爆犠牲者や戦没者のご冥福をお祈りし、平和への誓いを新たにするためにサイレンを吹鳴しますので“黙とう”をお願いします。

●8月9日(水) 午前11時2分(県民祈りの日) ●8月15日(火) 正午(全国戦没者追悼式)

お問い合わせ 企画部 企画課 政策企画班 TEL050-3381-5035

## 男女共同参画社会のために 男女共同参画推進員が決定 しました



女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために活動していただく、長崎県男女共同参画推進員に有家町の相川由美さんが選任されました。

主な活動は、地域における男女共同参画に関する普及啓発や男女共同参画計画策定への協力などです。相川さんの今後の活躍が期待されます。

## 人事 着任しました



- 総務部理事 (7月1日付け)
- 貞方 学 (44才)
- 出身 平戸市
- 経歴 昭和61年長崎県入庁。県営バス、地方課、会計検査院出向などを

を経て、平成15年9月から平成18年3月まで雲仙地域合併協議会事務局参事として勤務。

●ひとこと 「浅学非才の身ではありますが、南島原市の基礎づくりのため、粉砕努力いたします。」